

船舶事故等調査報告書

平成24年8月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第135号
事故等種類	衝突
発生日時	平成23年7月14日（木） 22時30分ごろ
発生場所	福井県越前町越前岬の南西方沖 越前岬灯台から真方位251° 670m付近 (概位 北緯35° 58.7′ 東経135° 57.2′)
事故等調査の経過	平成23年8月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 ^{ふくおう} 福王丸、4.97トン FK3-7761（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート ^{えいゆう} 英雄丸、5トン未満 240-19809福井、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 左舷船尾部外板に亀裂及び船外機に破損
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、航海灯を表示したほか、操舵室天井の前端に2個及び後端に3個の作業灯を点灯し、レーダーを作動させ、越前岬南西方沖を約7ノットの速力で釣り場に向けて手動操舵によって北進した。 船長Aは、前方に集魚灯を点灯して遊漁を行っている3隻の同業船を認めたものの、夜間にモーターボートなどプレジャーボートが付近海域まで釣りに出ていることはないものと思っていたので、同業船に気を取られ、レーダー画面の船首方の映像をボンデンの映像と思い、同映像に注意せずに航行した。 船長Aは、B船に気付かずに北進中、平成23年7月14日22時30分ごろA船の船首部とB船の船尾部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、越前岬南西方沖の水深約40mの場所において錨泊し、船首は北に向いていた。 船長Bは、白色全周灯を表示したほか、両舷に1個ずつ設置していた投光器で近くの海面を照射し、後部にある椅子に船尾方を向いて腰を掛け、釣りを行っていたところ、A船の接近に気付き、衝突の危険を感じて椅子から立ち上がり、大声を出して手を振ったものの、両船が衝突した。 船長Aは、衝撃でB船と衝突したことに気付き、B船をえい航して越前町越前漁港に戻った。
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期
その他の事項	B船には、汽笛がなかった。

分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B なし A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A 船は、越前岬南西方沖を北進中、船長Aが、集魚灯を点灯して遊漁を行っている同業船に注意を向け、適切な見張りを行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、越前岬南西方沖で釣りをして錨泊中、船長Bが、A船の接近に気付き、声を出して手を振りながら注意を喚起したものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、越前岬南西方沖において、A船が北進中、B船が釣りをして錨泊中、船長Aが適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊漁船が複数隻遊漁を行っている海域に接近するときは、付近でプレジャーボートも釣りをしていることが考えられるので、適切な見張りを怠らないこと。 	